国立大学法人東京農工大学不動産管理規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学不動産管理規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
本則	本則	
第4章 貸付及び借用 (借用) 第18条 (略)	第 4 章 貸付及び借用 (借用) 第 18 条 (略)	
2 財産管理役は、前項の規定により不動産の借用を受けるときは、次の 各号に掲げる事項を明らかにした書類を作成し、 <u>経営協議会の議を経て</u> 学長の承認を得なければならない。	2 財産管理役は、前項の規定により不動産の借用を受けるときは、次の 各号に掲げる事項を明らかにした書類を作成し、学長の承認を得なけれ ばならない。 <u>ただし、</u> 借用期間が1ヶ月未満のものについては、当該書 類の作成及び学長の承認を省略することができる。	
(1)~(6) (略) 3·4 (略)	$(1) \sim (6)$ (略) $3 \cdot 4$ (略)	

附 則(規程第46号)

この規程は、平成25年11月25日から施行する。